

令和6年度

第10回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和6年度第10回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年2月28日（金） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（17名）

佐藤和人  
伊藤良明  
保倉義治  
山口利夫  
植村登  
佐藤昇  
中島清文  
砂川秀樹  
西野純一  
荻野雅志  
田中浩一  
保倉浩行  
百瀬誠記  
松下博樹  
山田保彦  
長谷川礼子  
浅野目貴史

2 欠席委員（3名）

中田和孝  
得能謙二  
工藤多希子

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	武山	直人
	主任	金澤	由希
	主任	中川	いつみ

#### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第51号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第52号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第6	報告第53号	第10回農地常任委員会開催結果報告について
日程第7	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第32号	第10回農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第33号	農業委員会事務局長による市長事務補助執行及び農業委員会に対する市長事務の委任について
日程第10	議案第34号	江別市農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の制定について

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和6年度第10回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は17名であります。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、保倉義治委員、田中委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和6年度第10回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
令和7年2月28日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。  
○事務局長 ご報告申し上げます。  
令和6年度第9回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に中田委員、得能委員、工藤委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。  
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第51号

- 議長 日程第4 報告第51号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。

中川主任。

- 中川主任 報告第51号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

総会議案1ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No.27及びNo.28の2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.27及びNo.28は、公簿地目 畑4筆 計1,224.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第51号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第51号を終結いたします。

### ◎報告第52号

- 議長 日程第5 報告第52号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中川主任。

- 中川主任 報告第52号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案2ページから3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.49からNo.53の5件で、全28筆、畑213,297.00㎡、その他200.00㎡、計213,497.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

- 議長 これより報告第52号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第52号を終結いたします。

### ◎報告第53号

- 議長 日程第6 報告第53号 第10回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 令和6年度第10回農地常任委員会開催結果について、ご報告申

し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「第10回農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第53号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第53号を終結いたします。

### ◎議案第31号

○議長 日程第7 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案5ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.12の1件でございます。

No.12は、個人間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件 3筆 計8,095.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第31号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第31号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第32号

○議長 日程第8 議案第32号 第10回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○**金澤主任** 議案第32号 第10回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

総会議案6ページから19ページをご覧ください。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが5件 26筆 123,284.52㎡、利用権設定に係るものが28件 178筆 1,579,645.17㎡でございます。

内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第32号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.85、No.87、No.98を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.85ほか計3件を除き採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出30件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第32号の利用権設定のNo.85、No.87に対する質疑に入りますが、百瀬委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(百瀬委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.85、No.87を採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

百瀬委員の復席を願います。

(百瀬委員復席)

引き続き、議案第32号の利用権設定のNo.98に対する質疑に入りますが、荻野委員が議事参与制限を受けますので、退席を願います。

(荻野委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.98を採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

荻野委員の復席を願います。

(荻野委員復席)

### ◎議案第33号

- 議長 日程第9 議案第33号 農業委員会事務局長による市長事務補助執行及び農業委員会に対する市長事務の委任についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任 議案第33号 農業委員会事務局長による市長事務補助執行及び農業委員会に対する市長事務の委任につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案20ページから23ページと併せて、本日机上に配付しております資料3枚目をご覧ください。

まず初めに、「1 農業委員会事務局長による市長事務補助執行」について、協議内容をご説明します。

農用地の権利移動のうち、農業経営基盤強化促進法第18条、第19条及び第20条に規定する「農用地利用集積計画」については、農地所有者と受け手との間で売買や貸借の内容を調整の上、市町村が計画を作成し、農業委員会が決定しております。

一方、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に規定する「農用地利用配分計画」においては、農業委員会が作成した計画案を基に農地バンクが計画を作成し、知事が認可及び公告を行っておりました。

昨年開催されました北海道農業会議の研修会等でも説明がありましたが、これらの「農用地利用集積計画」及び「農用地利用配分計画」について、令和4年の農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正により、「農用地利用集積等促進計画」として一つになり、計画の作成については農地バンクが、計画の認可並びに通知及び公告については知事が行うこととなり、経過措置期間が本年3月末に終期を迎えることにより、令和7年度から施行されます。

農用地利用集積等促進計画の認可並びに通知及び公告については、手続きの迅速化を図るため、知事の権限を市町村長に移譲できることとなっており、江別市においても市の要望に基づき、北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和6年12月27日に公布され、権限移譲が決定されたところであります。

また、計画の作成についても、農地バンクから市へ協力が依頼されることとなっております。

現行の体制では、市が行うべき農用地利用集積計画の案の作成、決定後の公告のいずれも農地の調整を担当している農業委員会事務局長が補助執行していることから、従来どおり農業委員会の職員が担った方がより効果的であると考えられるため、市が農業委員会事務局長に補助執行させることについての協議に対し承認の決定を求めるものです。

次に、「2 農業委員会に対する市長事務の委任」についてですが、今回の法改正に伴う内容ではありませんが、過去の法改正に対応し現行の法令との整合性を取ることを目的として、1の補助執行と併せて改正することについての協議に対し承認の決定を求めるものです。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第33号を採決いたします。

農業委員会事務局長による市長事務補助執行及び農業委員会に対する市長事務の委任について、協議事項のとおり承認する決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第34号

○議長 日程第10 議案第34号 江別市農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 それでは私から、議案第34号、江別市農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の制定について、ご説明申し上げます。

農地移動適正化あっせん事業は、地域における農振農用地等の保有合理化のため、農業委員会が国の基準に基づいてあっせん基準を定め、基準について北海道の認可を受けて行うものです。

地域計画の策定等を定めた農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、国のあっせん基準である農地移動適正化あっせん事業実施要領が令和5年3月30日付で大幅に改正されました。このため、市のあっせん基準についても対応した改正を行うものであります。

改正の内容については、25ページから28ページまでの新旧対照表のとおりですが、概要についてご説明申し上げます。

まず、農地バンク等の各種団体が農地を中間取得する場合にも適用されていたあっせん事業を、農業者の直接取得に限定することとなりました。

また、あっせん事業の受け手となる際に満たすべき経営規模である基準面積及びあっせんの優先順位を考慮する際の目標面積について農地バンクが行う特例事業(いわゆる貸付タイプの買受事業)を行う際の基準と一致させました。

次に令和7年度から本市においても適用される地域計画関連についてですが、地域計画において農業を担う者として登録されている者は、あっせん譲受け候補者名簿に改めて登録する必要がないこととしました。また、あっせんは、地域計画区域内の農業を担う者に位置づけられている者、位置付けられる見込みの者、その他の地域計画の達成に資する者の順に優先して行うこととし、あっせん事業も地域計画の目標に基づき行われることとなります。

また、あっせんの申し出がある場合は、まず農地中間管理事業の活用を促すものとし、申出者の同意が得られない場合に限り、あっせん事業を活用することとしました。本市においては、既に利用集積計画により農地の流動化を行っておりますが、今後においても同様に改正法に基づく農用地利用集積等促進計画の活用を促すこととなります。

その他、現在は廃止された基盤整備事業における特例の記載を削除する等必要な改正を行っております。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上であります。

○議長 これより議案第34号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第34号を採決いたします。

江別市農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の制定について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
令和6年度第10回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時45分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員